



国会議員の
任期延長
問題

日弁連の活動紹介
日弁連憲法問題対策本部
憲法審査会担当次長
弁護士神保大地（札幌）

1

自己紹介・日弁の活動紹介

- ・札幌弁護士会所属
- ・日弁連（日本弁護士連合会）
憲法問題対策本部所属
- ・憲法審査会部会所属（その他には、意見書部会、市民イベント部会、核廃絶部会）
- ・憲法審査会の傍聴や報告、関連する論点の調査や検討

2

憲法審査会とは？

- ・衆参両院にある委員会の1つ
- ・憲法及び憲法に密接に関連する基本法制の調査
- ・憲法改正原案の審査
- ・憲法改正の発議、国民投票に関する法律案等の審査

3

憲法改正の流れ（憲96条）

- ・国会による発議
衆参で3分の2以上の賛成
- ・国民投票
2分の1以上の賛成
- ・天皇による公布

4

憲法改正の流れ（発議）

- ・2通りの方法
- ①議員発案（≒議員立法）
衆議院100名（法律だと20名）
参議院50名（法律だと10名）
- ②審査会発案（≒内閣立法）

5

憲法改正の流れ（審査会発案）

- ・衆or参憲法審査会（2分の1）
- ・衆or参 本会議（3分の2）
- ・参or衆憲法審査会（2分の1）
- ・参or衆 本会議（3分の2）

6

憲法審査会とは？

- ・ここでの議論が憲法改正の出発点
- ・憲法改正の議論の最先端
- ・憲法改正議論の最高到達点
- ・大注目！（のはず）

7

憲法審査会での議論

- ・緊急事態条項
- ・憲法9条改正
- ・国会へのオンライン出席
- ・合区問題 など

8

緊急事態条項に対する日弁連のこれまでの動き

- ・日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する意見書（2017. 2. 17）
- ・大規模災害に備えるために公職選挙法の改正を求める意見書（2017. 12. 22）

9

緊急事態条項に対する日弁連のこれまでの動き

- ・憲法改正による緊急事態条項の創設及び衆議院議員の任期延長に反対する会長声明（2022. 5. 2）
- ・国会議員の任期延長を可能とする憲法改正に反対し、大規模災害に備えるための公職選挙法の改正を求める意見書（2023. 5. 11）

10

緊急事態条項に対する日弁連のこれまでの動き

- ・パンフレット「憲法に緊急事態条項？災害などの際に国会議員任期延長？NO！それ、いいません！」（2023. 10）

11

国会議員の任期延長とは

- ・2011. 3. 11 東日本大震災
- ・2011. 4 いっせい地方選挙予定
- ・選挙は無理
- ・2011. 3 臨時特例法で地方議員と首長の任期を延長
- ・地方は法律で対応可、でも国会は？

12

国会議員の任期延長とは

- ・国を動かす法律は国会だけが作れる
- ・国会議員の任期は4年か6年
- ・大災害で選挙が出来なくなった状態で任期が来ると、国会議員不在
- ・困る
- ・憲法で、任期を延長したい

13

国会議員の任期延長とは

- ・どんなときに延長するのか？
- ・誰が判断するのか？
- ・どれくらい延長するのか？
- ・どういう効果が生じるのか？
- ・どうやって終わるのか？

14

条文化の経過

- ・維新、国民、有志の衆院3会派が作成・資料として提出（2023. 4. 6）
- ・自民党衆院中谷元氏が（自民、公明、上記3会派の事前評議を経た）個人的メモとしてへ提出（2024. 6. 13）

15

「中谷の個人的メモ」

- ・どんなときに延長するのか？
①自然災害、②感染症まん延、③武力攻撃、④テロ・内乱、⑤その他
「選挙の一体性」が害されるほどの「広範な地域」で、「70日」を超えて、選挙の適正な実施が困難であることが「明らか」

16

「中谷の個人的メモ」

- ・誰が判断するのか？
内閣（選挙困難であること、困難な期間）
国会の事前承認（3分の2）（任期が終了している議員も議決に参加）

17

「中谷の個人的メモ」

- ・どれくらい延長するのか？
まずは6か月以内（内閣が決めた選挙困難な期間）
最長1年の延長可能

18

「中谷の個人的メモ」

・どういう効果が生じるのか

- ①選挙の前日まで任期延長・身分復活
- ②国会の閉会禁止、衆議院の解散禁止
- ③憲法改正禁止

19

「中谷の個人的メモ」

・どうやって終わるのか？

- ①当初定めた選挙困難期間が経過後速やかに実施
- ②期間経過前でも選挙可能であれば速やかに実施

20

日弁連意見書（2023. 5. 11）

- ・中谷個人的メモの前に発出
- ・でも、十分に耐えうる内容
- ・国会議員の任期延長を可能とする憲法改正に反対し、大規模災害に備えるための公職選挙法の改正を求める意見書

21

日弁連意見書（2023. 5. 11）

- ・当連合会は、国会議員の任期延長を可能とする憲法改正に反対する。
- ・国は、公職選挙法の改正を速やかに行い、現行の選挙制度を、大規模災害が発生した場合であっても選挙を実施できる制度に改めるべきである。

22

日弁連意見書（2023. 5. 11）

- ・選挙権の制限である（2頁～）
選挙権の制限は原則として許されない
やむを得ない事由が必要（最判050914）
他の手段で可能なら制限はダメ

23

日弁連意見書（2023. 5. 11）

- ・任期延長では解決不可（3頁～）
議員が死亡したら議員はいない。
選挙しないとずっと議員が不在。

24

日弁連意見書（2023. 5. 11）

・民意を反映していない（3頁～）
選挙困難なほどの出来事が起こったのなら、その時の民意を国政に反映すべきなのに、4～6年前にやった選挙（今回の事態は検討していない）で選ばれた議員だけ

25

日弁連意見書（2023. 5. 11）

・内閣が認定すること（4頁～）
内閣の都合で選挙の期日を伸ばせる（議会構成を維持したければ任期延長する）ことになる。
（おそらく内閣の都合で）臨時国会さえすぐに開けなかった負の実績がある。

26

日弁連意見書（2023. 5. 11）

・3分の2では少ない（4頁～）
議院内閣制で内閣とは同一政党歳費受給などで延長に利益がある権力維持目的での延長がありうる戦前は、戦争遂行のために、任期延長と選挙が利用された。

27

日弁連意見書（2023. 5. 11）

・延長期間が長すぎる（6頁～）
2016年熊本地震では3か月後に参議院議員通常選挙を実施した実績がある。南海トラフ地震でも、発災後4日で電力と携帯電話通信網のほとんどが回復するとされている。

28

日弁連意見書（2023. 5. 11）

・行政監視機能の維持目的？（8頁～）
行政監視機能を維持したいなら、平時の臨時国会は確実に召集すべき。なのに臨時国会を召集せず、その問題についての議論はせず。
他方で、大震災と任期満了が重なる機会は稀なのに、一生懸命に議論。

29

日弁連意見書（2023. 5. 11）

・選挙制度の改正こそすべき（10頁～）
選挙人名簿のバックアップ
避難先での投票制度
避難者による郵便投票制度
繰延投票でも無理なら、選挙自体を延期する制度

30

日弁連意見書（2023. 5. 11）

・内閣による対応、緊急集会（11頁～）
現行法に基づく災害対策などを受けて
内閣が対応することが可能
衆議院が解散していても任期満了で不
在でも参議員の緊急集会で対応可能

31

今後の動き

・閉会中審査（240630幹事懇開催強行）
立憲が強く反発、中山方式が崩壊
・秋の臨時国会（2022年から審査会を常
時開催）
中谷個人的メモにより論点が明確化、
議論が深まるか？ 参考人招致がある
かも？ 手続面に論点が変わる？

32

今後の動き

・閉会中審査（240630幹事懇開催強行）
立憲が強く反発、中山方式が崩壊
与野党で共同して発議しないと国民
投票では通りにくい
提案者側の支持率が低いと国民投票
をやりにくい
裏金問題に油（歳費受領延長改憲）

33

今後の動き

・臨時国会（2022年臨時国会から審査会
を頻繁に開催）
メモにより論点は明確化
立法事実の有無、明確性が焦点に
参考人はこれまで改憲に否定的
国民投票法の手続面（投票環境整備、
ネット広告規制など）も課題山積

34

ご静聴
ありがとう
ございました。

35